

本山からのお知らせ (令和5年4月改定・令和6年4月実施)

得度について

1. 得度式を受けられる者は当派の教義を信じ終身僧侶たらしとする者に対して所属の寺院住職又は布教所主管者の推薦ある者とします。
2. 得度式及びその研修会は毎年3月、7月の26日・27日・28日に本山で執行します。
3. 受式できる年齢は原則として9歳以上の者とします。
4. 受式願書受付締切は受式日の前月20日とします。尚、願書添付の公的書類は、受付締切日から遡り3か月以内に発行のものとしてします。
5. 得度式を受ける者は、指定の日までに受式冥加金を納付して下さい。
6. 度牒が授与されなかった場合でも、冥加金の返金はありません。
7. 得度式には度牒と法名が授与され、黒衣、五条袈裟（本山指定のもの）切袴の着用が認められます。
8. その他詳しいことは本山宗務所まで問い合わせて下さい。

教師資格認定について

1. 僧侶はその本分をつくし、一般僧侶の模範となるものに、教師の資格を授与され、寺院の住職になることや葬儀の導師を行うことができます。
2. 教師資格が与えられるのは、20歳以上の当派の僧侶で下記5の認定試験に合格した者とします。
3. 資格認定を受けようとする者は、2ヶ月前の事前講習（オンライン実施）を受講したうえで認定日の前月20日までに申請してください。
4. 受式願書受付締切は受式日の前月20日とします。尚、願書添付の公的書類は、受付締切日から遡り3か月以内に発行のものとしてします。
5. 資格認定は、毎年3月及び7月の26日、27日、28日に行います。
また、事前講習（オンライン実施）は各々2ヶ月前に行います。
6. 資格の認定には筆記試験と実演試験を行います。
7. 筆記試験の免除者は「大学の仏教学系統（真宗学・仏教学及びその周辺の学）を卒業した者」又は「当派が行う通信教育課程2年を卒業した者」、「高等学校卒業者又はこれと同等以上の学力を有する者にして真宗各派の教師養成機関において専門科目を履修した者」、及び信解社運営要綱第9条の規定により夏安居修了証を4回授与された者となっています。
8. 資格認定を受けようとする者は、指定の日までに冥加金を納付して下さい。
9. 教師資格が授与されなかった場合でも、冥加金の返金はありません。
10. その他詳しいことは本山宗務所まで問い合わせて下さい。